

毎週火・金曜日発行

## 議会告示

目

次

報

○協議又は調整を行うための場の取扱いに関する規程(二・ 議事課) ......

## 議 会 告 示

公

## 秋田県議会告示第二号

に定める。 協議又は調整を行うための場の取扱いに関する規程を次のよう 平成二十年九月三十日

2

協議又は調整を行うための場の取扱いに関する規程 秋田県議会議長 大野 忠右エ門

第一条 この規程は、秋田県議会会議規則(昭和三十二年議会規 する。 規定に基づき、協議又は調整を行うための場(以下「協議等の 則第一号。以下「会議規則」という。)第百二十九条第四項の 場」という。)における運営その他必要な事項を定めるものと

(座長)

第二条 協議等の場の構成員は、座長を選出するものとする。 座長に事故があるときは、座長のあらかじめ指定する構成員

2

がその職務を行う。 座長は、協議等の場の議事を整理し、秩序を保持するものと

3 する。

第三条協議等の場は、

(傍聴)

することができる。

第四条 協議等の場は、協議により秘密会とすることができる。 (臨時的に設ける協議等の場に関する申出) (秘密会)

ページ

第七条 議長は、会議規則第百二十九条第二項ただし書の規定に 基づき協議等の場を設ける決定をした場合は、次の会議におい て議会に報告するものとする。

第八条 状況を議長に報告するものとする。 かに、協議等の場開催状況報告書(様式第二号)により、開催

第九条 協議等の場は、協議又は調整のため必要があるときは、 協議により部会を設けることができる。

及び第八条中「座長」あるのは「部会長」と、第八条中「議 準用する。この場合において、第二条、第三条、第四条及び第 は「座長」と読み替えるものとする。 るのは「協議等の場の部会」と、「秋田県議会議長」とあるの 長」とあるのは「座長」と、様式第二号中「協議等の場」とあ 八条中「協議等の場」とあるのは「部会」と、第二条、第三条 第二条、第三条、第四条及び第八条の規定は、部会について

第十条 第二条第一項の規定にかかわらず、会議規則第百二十九 条第一項表中に規定する県政協議会の座長は議長とする。

(県政協議会の取扱い)

協議会に部会を設けることができる。 県政協議会の座長は、前条第一項の規定にかかわらず、 (議長への委任 県政

第十一条 この規程に定めるもののほか、協議等の場に関し必要

な事項は、議長が議会運営委員会の了承を得て定めるものとす

附

議員のほか、座長の許可を得た者が傍聴

この規程は、 平成二十年十月一日から施行する

一号)により、協議等の場を設けるよう申し出ることができ

(協議等の場に関する手続

第六条 議長は、前条の規定による協議等の場に関する申し出 あった場合は、議会運営委員会に諮り、その了承を得て、議会 は、この限りでない。 の議決に付するものとする。ただし、会議規則第百二十九条第 二項ただし書の規定に基づき議長が協議等の場を設ける場合

(議長の報告)

(協議等の場の報告 座長は、協議等の場を開催した場合は、その終了後速や

第五条 議員は、議長に対し協議等の場に関する申出書

样式笙 1 号	臨時的に設ける	、協議等の場に関する	由出書	(笙5冬関係

(A4判) 臨時的に設ける協議等の場に関する申出書 年 月 日 秋田県議会議長 様 氏 名 秋田県議会会議規則(昭和32年議会規則第1号)第129条第2項の規定による臨時的に設ける協議等の場を設けるよう、協議又は 調整を行うための場の取扱いに関する規程第5条の規定に基づき、申し出ます。 1 名称 2 目的 3 構成員 4 期間 5 招集権者 6 その他

20年	三9月30日(火曜日)	)	<b>秋</b>		県	公	<b>報</b>	号外第3
<b></b> 第2	号協議等の場開催	状況報告書(第8条	関係)					(A 4
			協議等の	つ場開催状	況報告書	\$		
								年 月
禾	水田県議会議長	様						
ν	A D A HAN LA HAN A	197						
						В	名	
<b>41.</b> E			1 日 ) 251002	の担合によ	マムが	то. П → П	1/41 + 0-	<b>炉光 フルーロサイバ こよい</b>
	日県議会会議規則(昭 吸いに関する規程第8							、協議又は調整を行うため
7 HX1/	X ( (C 医) 5 分配生物 ()	)木の旅足に盛りさ、	この知性が	1/C 2/ · C	1000 5 40	7 +K - C	<b>Д</b> У 0	
1	名称							
2	日時							
3	出席構成員							
J	田川田以真							
4	協議等の内容							
5	その他							

発行者

秋

田

県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印

刷 所

钔

刷

者 有 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号